

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 6 月 16 日（金）第3323号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定の取消し (地域医療整備課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (5件) (地域医療整備課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 5
- 土地改良区の解散 (農地整備課取扱い) 5
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件)
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
(大隅地域振興局取扱い) 6

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (2件) (商工政策課取扱い) 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 8
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 9

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通規制課取扱い) 9

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 6 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
始良市三拾町字寺原2137番，2140番，2143番，2145番，2147番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第726号

平成29年4月28日鹿児島県告示第611号（以下「告示第611号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
室屋タミ	曾於市大隅町岩川字西町6597番1, 6597番2	告示第611号の変更後の指定施業要件のとおりに
湯田繁夫	曾於市大隅町岩川字川路口1689番8	
大保悟	曾於市大隅町岩川字川路口1689番9	
小河原静男	曾於市大隅町岩川字西之迫1732番3	

鹿児島県告示第727号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 の 名 称	所 在 地
今村病院分院	鹿児島市鴨池新町11番23号

鹿児島県告示第728号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1

2 認定の有効期限

平成32年6月13日

鹿児島県告示第729号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
青雲会病院	始良市西餅田3011番地

2 認定の有効期限

平成32年7月19日

鹿児島県告示第730号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町16番5号

2 認定の有効期限

平成32年6月17日

鹿児島県告示第731号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今村総合病院	鹿児島市鴨池新町11番23号

2 認定の有効期限

平成32年5月31日

鹿児島県告示第732号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358-1

2 認定の有効期限

平成32年7月14日

鹿児島県告示第733号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設ゆくさ白浜	いちき串木野市羽島265番地15	医療法人親貴会	いちき串木野市東塩田町35番地	海江田正史	平成29年6月30日	通所リハビリター

ヴィラ霧島さくら郷	霧島市霧島田口 2280番地94	学校法人南学園	鹿児島市田上八丁目21番3号	南 正義	平成29年 6月30日	シヨン 特定施設 入居者生活介護
-----------	---------------------	---------	----------------	------	----------------	------------------------

鹿児島県告示第734号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターてんとうむし	曾於市財部町下財部1684番地1	合同会社ウエルビーイングKH企画	曾於市財部町下財部1686番地1	竹之下初美	平成29年 6月13日	通所介護

鹿児島県告示第735号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設ゆくさ白浜	いちき串木野市羽島265番地15	医療法人親貴会	いちき串木野市東塩田町35番地	海江田正史	平成29年 6月30日	介護予防通所リハビリテーション
ヴィラ霧島さくら郷	霧島市霧島田口 2280番地94	学校法人南学園	鹿児島市田上八丁目21番3号	南 正義	平成29年 6月30日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターてんとうむし	曾於市財部町下財部1684番地1	合同会社ウエルビーイングKH企画	曾於市財部町下財部1686番地1	竹之下初美	平成29年 6月13日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第737号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
虹クリニック	薩摩川内市田崎町214番地1	平成29年6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第738号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
はるかぜ薬局	鹿児島市本名町1071番地6	平成29年6月1日	精神通院医療
日本調剤鹿屋薬局	鹿屋市新川町6081-1	平成29年6月1日	精神通院医療
あさみ調剤薬局加世田店	南さつま市加世田白亀1285-1	平成29年6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
やまだ薬局	薩摩郡さつま町宮之城屋地1378番地1	平成29年6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、平成29年6月6日付けで出水市昭和干拓土地改良区が解散した。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第741号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 平成29年6月1日から同年8月31日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

始良・伊佐地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年6月16日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後デイサービス・ゆいまーる	霧島市国分広瀬二丁目26番15-1	特定非営利活動法人キッズきりしま	霧島市隼人町住吉534番地	東郷 靖浩	平成29年3月25日	放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年6月16日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふれあいスペース「ちえすと」	鹿屋市祓川町4128番地4	特定非営利活動法人悠和会	鹿屋市祓川町4128番地4	角崎 清英	平成29年4月1日	放課後等デイサービス
ぼこ・あ・ぼこ 錦江	肝属郡錦江町城元96番地3	むつみ株式会社	神奈川県相模原市中央区上溝612番地53	八木 春海	平成29年4月10日	放課後等デイサービス

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年6月16日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年6月16日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ吉田店【A区画】
鹿児島市宮之浦町772番 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田敏明
鹿児島市与次郎一丁目10番1号
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田敏明
鹿児島市与次郎一丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年2月2日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,501平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物東側 143台
第2駐車場 建物屋上部 205台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 44台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 建物北西側 46平方メートル
荷さばき施設2 建物北東側 32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 31立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成29年6月1日

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年6月16日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年6月16日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年6月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ吉田店【B区画】
鹿児島市宮之浦町710番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田敏明
鹿児島市与次郎一丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田敏明
鹿児島市与次郎一丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年2月2日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,190平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

- 建物北側 78台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 22台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 46平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 21立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口1箇所 建物敷地北側
出口1箇所 建物敷地北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成29年6月1日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成29年3月17日鹿児島県選挙管理委員会告示第6号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成29年6月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,713	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	273,204	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を	鹿児島市・鹿児島郡区	150,434
	鹿屋市・垂水市区	32,903
	枕崎市区	6,280
	阿久根市・出水郡区	9,160
	出水市区	14,961
	指宿市区	11,889
	西之表市・熊毛郡区	11,974

乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	薩摩川内市区	26,614
	日置市区	13,845
	曾於市区	10,783
	霧島市・始良郡区	37,291
	いちき串木野市区	8,149
	南さつま市区	10,080
	志布志市・曾於郡区	12,800
	奄美市区	13,809
	南九州市区	10,401
	伊佐市区	7,750
	始良市区	21,075
	薩摩郡区	6,294
	肝属郡区	11,031
大島郡区	17,260	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		273,204
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年6月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表19の項中「公益財団法人慈愛会今村病院」を「公益財団法人慈愛会いづろ今村病院」に改める。

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月16日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第22号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第10号中「ロボット, 移動に用いる用具等の」を「ロボットの移動を伴う実証

実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年6月16日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成29年7月24日（月）から同月28日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成29年7月27日（木）及び同月28日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、最近5年間に当該警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近5年間に4号の警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
 - (1) 新規取得講習
5人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
 - (2) 追加取得講習
5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成29年7月3日（月）から同月7日（金）まで
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで

- (2) 受付場所
- ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル以内、横の長さ3.6センチメートル以内）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
 - イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通
 - ウ 履歴書 1通
 - エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
- 受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
- 講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
- なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
34,000円
 - イ 追加取得講習
10,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490